

## 高齢者予防接種事業について

健康福祉課  
令和7年1月29日

## 1 带状疱疹ワクチンの定期接種化について

予防接種法の位置づけ	B類疾病の定期接種
対象者	① 65歳の者 ② 60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者
経過措置対象者 ※高齢者肺炎球菌ワクチンの開始時と同様	65歳を超える方については、5年間の経過措置として、5歳年齢ごとに対象者とする。 ※年度末年齢70・75・80・85・90・95・100歳の者（100歳以上の者は令和7年度に限り対象）
使用ワクチン	・乾燥弱毒生水痘ワクチン（1回・皮下注射） ・乾燥組換え带状疱疹ワクチン（2回・筋肉内注射）
接種開始時期	令和7年4月1日
接種勧奨の有無	なし
対象者の努力義務の有無	なし
自己負担	あり（生活保護受給者は無料）
その他	带状疱疹にかかったことがある場合も定期接種対象

## 2 ワクチン接種（B類疾病の定期接種）

- ・インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス
- ・肺炎球菌
- ・带状疱疹